



平成17年4月15日

各 学 校 長 様

高知県教育委員会事務局教職員課長

職員の給与に関する特例条例等の施行について

平成16年12月議会で成立した知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例及び平成16年12月28日に公布された技能職員の給与の特例に関する就業規則が平成17年4月1日に施行され、本日支給の4月分給与から下記の内容により減額して支給されました（給与の支給明細書には減額後の給料月額が表示されています。）。

この給与の減額は、危機的な県の財政状況から、県民の皆様にサービスの削減や受益者としての更なる負担をお願いせざるを得ない中、県費負担教職員が給与の減額という形で、その痛みを分かち合う姿勢を示すことが必要であるとの考えで行うこととしたものです。

この難局を県民の皆様とともに職員が一丸となって乗り切らなければなりませんので、職員及びご家族の皆様のご理解を改めてお願いしたいと思います。

つきましては、このことについて、改めて所属職員にお知らせくださるようお願いいたします。

記

- 1 職員の給料月額について、当該額に次に掲げる職員の区分に応じた減額率を乗じて得た額を減額すること。ただし、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの手当の額等は公立学校職員の給与に関する条例等の規定による額とすること。

区 分	減額率
公立学校職員の給与に関する条例第12条第1項の規定に基づく管理職手当を受けるべき職を占める職員	5%
上記以外の職員	3%

- 2 職員の給料の調整額について、1に掲げる職員の区分に応じた減額率を乗じて得た額を減額すること。ただし、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの手当の額等の基礎となる給料の調整額は、公立学校職員の給与に関する条例等の規定による額とすること。
- 3 公立学校臨時的任用教職員取扱要綱に定める期限付職員についても、上記規定の例により取り扱うが、減額率を2%とすること。

4 施行期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間。